

# 令和5年度特別会計財務書類の検査の結果

会計検査院

## 1 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととなっている（以下、この書類を「特別会計財務書類」という。）。そして、同条第2項の規定に基づき、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないこととなっている。

会計検査院は、令和6年11月5日に、内閣から、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「施行令」という。）第35条第2項の規定に基づき、令和5年度特別会計財務書類の送付を受けた。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、正確性、<sup>(注1)</sup> 合規性等の観点から、18府省庁等<sup>(注2)</sup>が所管する13特別会計の令和5年度特別会計財務書類が、法、施行令、特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準（平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。）等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、作成基準において、特別会計財務書類が、歳入歳出決算、国有財産台帳等の計数を基礎として作成されることとなっていることから、これらの資料及びその他の関係資料を確認するなどして検査したほか、<sup>(注3)</sup> 13特別会計を所管する13府省庁等において会計実地検査を行った。

- (注1) 18府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省
- (注2) 13特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計
- (注3) 13府省庁等 内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省（令和5年度に東日本大震災復興特別会計の予算が措置されなかったことなどにより、特別会計財務書類を作成しなかった国会、裁判所、会計検査院、デジタル庁及び外務省を除く。）

### 3 検査の結果

検査の結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、18府省庁等が所管する2特別会計において2事項見受けられた。この2事項の内容を示すと、次項「4 特別会計別の検査の結果」のとおりである。

(注4)  
なお、上記の2事項については、全て2省庁において所要の訂正が行われた。

- (注4) 2省庁 復興庁、文部科学省

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものの概要

番号	特別会計名 (勘定名等)	所管	財務書類の種類別	計上金額の表示が適切とは認められない科目等名	事項	備考
1	エネルギー対策 (電源開発促進(連結))	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	連結貸借対照表	その他の債務等 負債合計 資産・負債差額	①	後掲 4(1)
			連結業務費用計算書	その他の経費 本年度業務費用合計		
			連結資産・負債差額増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計 Ⅶ 本年度末資産・負債差額		
			附属明細書	1 連結対象法人別の資産及び負債の明細 2 連結対象法人別の業務費用の明細 3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細		
2	東日本大震災復興	国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	附属明細書	1 貸借対照表の内容に関する明細	②	後掲 4(2)

4 特別会計別の検査の結果

(1) エネルギー対策特別会計

電源開発促進勘定（連結）

（単位：百万円）

財務書類の科目等			計上金額	適切な計上金額	事項
連結貸借対照表	その他の債務等	本会計年度	13,132	11,605	①
	負債合計	本会計年度	285,921	284,394	
	資産・負債差額	本会計年度	486,911	488,438	
連結業務費用計算書	その他の経費	本会計年度	156,975	155,448	①
	本年度業務費用合計	本会計年度	439,400	437,843	
連結資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 439,400	△ 437,843	
	VII 本年度末資産・負債差額	本会計年度	486,911	488,438	
附属明細書					
1 連結対象法人別の資産及び負債の明細					
	その他の債務等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	13,132	11,605	①
2 連結対象法人別の業務費用の明細					
	その他の経費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	155,937	154,411	①
	その他の経費内訳				
	連結対象法人での業務費用	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	144,509	142,982	①
3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細					
	II 本年度業務費用合計	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	△ 228,339	△ 226,813	
	VII 本年度末資産・負債差額	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	389,137	390,663	
<表示が適切とは認められない事項の説明> 事項① 連結貸借対照表の「その他の債務等」及び連結業務費用計算書の「その他の経費」において、作成基準等により連結に際して必要な修正を行うこととなっている特殊法人等に特有な会計処理について、誤って一部の修正を行わずに連結したため、それぞれの計上金額が誤っていたもの（文部科学省）					

## (2) 東日本大震災復興特別会計

(単位：百万円)

財務書類の科目等		計上金額	適切な計上金額	事項	
附属明細書					
1 貸借対照表の内容に関する明細					
(2) 資産項目の明細					
⑦ 貸倒引当金の明細					
その他の債権等	貸付金等の残高	前年度末残高	3,018	(記載なし)	②
		本年度増減額	△ 149	(記載なし)	
		本年度末残高	2,868	(記載なし)	
上記以外の債権	貸付金等の残高	前年度末残高	3,018	(記載なし)	
		本年度増減額	△ 149	(記載なし)	
		本年度末残高	2,868	(記載なし)	
<表示が適切とは認められない事項の説明> 事項② 附属明細書の「貸倒引当金の明細」において、作成基準等により貸倒引当金の設定対象となる債権を計上することとなっているのに、誤って貸倒引当金の設定対象とならない国内部（一般会計）に対する債権を計上していたもの（復興庁）					